



2018

shiozawa shinyokumiai

DISCLOSURE

魚沼の  
塩沢信用組合





1993年（平成5年）  
12月13日 小出郷支店開設

2001年（平成13年）  
10月14日 第1回塩沢信用組合理事長杯少年野球大会（毎年開催）

2002年（平成14年）  
9月10日 「飛鳥クルーズ小樽のたび」（総勢512名）  
11月1日 小出郷信栄会設立（当時会員数47名）

2003年（平成15年）  
6月21日 創立50周年記念式典  
2005年（平成17年）  
4月11日 本部・本店駅通り店に移転

2006年（平成18年）  
5月8日 新本店新築  
5月29日 しんくみセンター開設

2011年（平成23年）  
6月20日 「金融担当大臣顕彰」受賞  
2013年（平成25年）  
6月22日 創立60周年記念式典

2016年（平成28年）  
9月28日 「魚沼の未来基金」設立  
11月28日 石打支店新築

2017年（平成29年）  
6月1日 「年金友の会」設立30周年式典  
12月1日 「ゼロ金利」地方創生景気換起型資金発売

2018年（平成30年）  
1月17日～3月26日  
南魚沼市・魚沼市・湯沢町・津南町と地域包括連携協定を締結  
1月29日 ニューヨーク訪問団結成、NY新潟県人会総会出席  
2月14日 内閣府まちひとしごと創生本部担当大臣表彰受賞  
6月23日 創立65周年記念式典



65周年



魚沼の未来基金



60周年



金融担当大臣顕彰

# 理事長ごあいさつ



魚沼の  
塩沢信用組合

理事長 小野澤一成

## 当組合からの提言「金融排除“個人版”と自己破産予備軍」

銀行カードローンによる過剰融資の実態については、色んなところでお話しさせていただき、場合によっては、金融庁幹部へ直接提言したこともあり、金融庁では特別検査に乗り出し、そのことで実態が炙り出され、この2年の間には、だいぶ改善の兆しが見えてきた。がしかし、県内では、依然、地銀による過剰なCMが流され、若者向けのカードローンの安易な売込が見受けられる。

「ゆうちょ銀行」の決済サービスとしての貸越業務が、多重債務の予備軍を生む可能性についての警鐘も、今まで色々な方面でしてきた。全国の信用組合の中では、保証機関に頼らない、100%のプロパー融資へ少しずつ、舵をきってきているところが増えていていると聞いている。このことは、現在内包されている、自己破産予備軍の顕在化に、そして、今後とも増えるだろう、多重債務者の救済へ、必ずや、十分にその受け皿になりえるものと確信している。

## 2025年問題を真剣に議論する必要がある！

2025年問題に関しては、まだ、認識が不十分であり、そのことに関して国の対応自体が間に合っていない状況ではないかと判断している。

まず、国民の5人に1人の約2,200万人が後期高齢者となること、特に首都圏で175万人増え、介護する側の人材が37万人不足すると言われていること。そして、何より、中小企業の約6割が休廃業の恐れがあり、中小企業経営者245万人の約半数127万人が「後継者不在」。個人事業主の7割は「自分の代で事業をやめる」としている。黒字廃業による影響は、約650万人の雇用と約22兆円に上がる国内総生産（GDP）が失われると言われている。

この危機的状況に「誰がどうやって手を打つか？」やはり金融機関が中心になり、自治体や関係機関と連携して取組む必要があるのではないかと。売上の安定化と事業の将来性で事業承継は可能であり、世代交代した事業は利益率や売上高が増える傾向にある。

これからが、正念場であり、ここからが「信用組合」の出番と考えている。

私ども役員職員一同、お客様のために、毎日懸命に営業いたしますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

平成30年7月

## 沿革・しおしんのあゆみ

1953年（昭和28年）

3月5日 設立

4月1日 営業開始（創業）

1962年（昭和37年）

11月11日 創立10周年記念記念式典

1967年（昭和42年）

12月25日 石打出張所開設

1972年（昭和47年）

11月5日 本店新築竣工祝賀会兼創立20周年記念式典

1974年（昭和49年）

11月5日 石打支店新築

1979年（昭和54年）

11月5日 五日町出張所開設

1981年（昭和56年）

1月26日 五日町信栄会設立  
（当代会員数134名）

8月7日 本店信栄会設立  
（当代会員数134名）

11月12日 石打信栄会設立  
（当代会員数180名）

1983年（昭和58年）

12月5日 津南支店開設

1984年（昭和59年）

11月5日 五日町支店新築

1988年（昭和63年）

6月1日 年金友の会「よろこび」設立

1989年（平成元年）

6月19日 「しおしんレディースクイーン」設立

1992年（平成4年）

2月17日 津南信栄会設立  
（当代会員数94名）



飛鳥



本店新築の工事



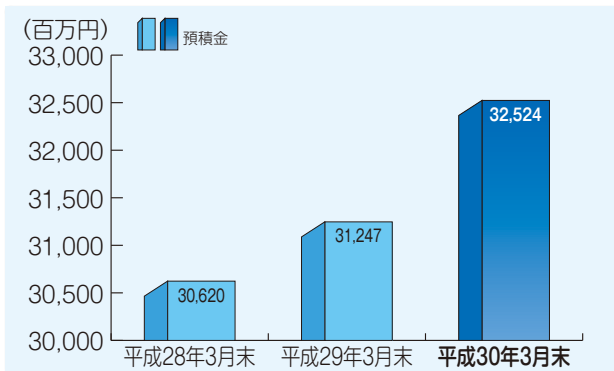
10周年



創業

# 業績ハイライト

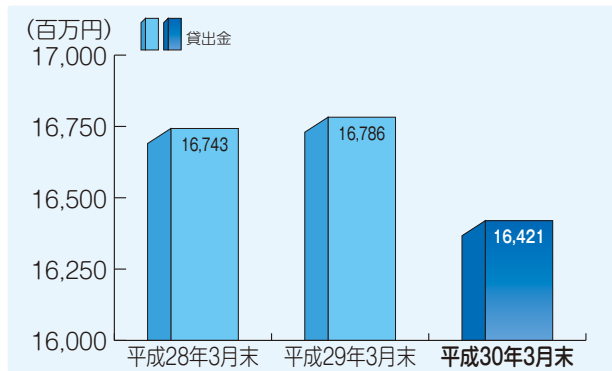
## 預積金



預積金は、12億円増加し、325億円を突破

地域に根差した営業活動と、マイナス金利以後も預金金利を引き下げていないことから、組合経営の基盤である預積金残高は、6年連続して増加となりました。

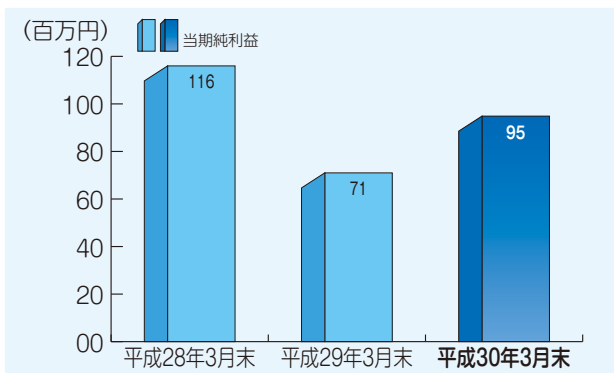
## 貸出金



貸出金は、不毛な金利競争から撤退し、3億円減少

中小事業者、勤労者の皆様に寄り添い、タイムリーに必要な資金を提供しつつ、抱える課題を解決する営業に徹し、不毛な金利競争から撤退、融資実行のノルマを撤廃し、本業支援に集中特化しました。

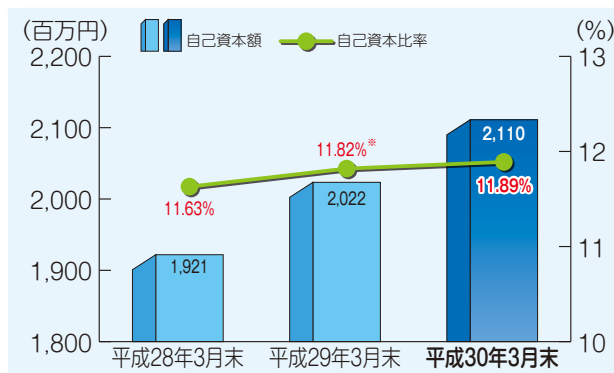
## 当期純利益



当期純利益は、95百万円を確保。与信コストの減少により増益となりました

積極的な本業支援を行った結果、与信コストが減少、利益に貢献しました。

## 自己資本額

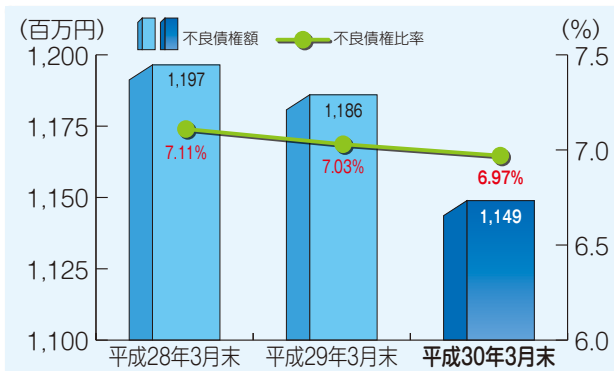


自己資本額は21億円を突破、自己資本比率も高い健全性を確保

順調な利益計上により、自己資本額は21億円を突破しました。自己資本比率は、国内のみで業務を行う金融機関は4%以上の水準が求められていますが、当組合は国際基準である8%をも大幅に超える十分な水準を維持しています。

※昨年のディスクロージャー誌では、平成29年3月期12.34%となっておりましたが、正しくは11.82%でした。

## 不良債権額



不良債権額は、順調に計上した収益の中から積極的に処理をすすめる7%を下回りました

事業先の事業の改善に注力し、不良債権比率は7%を下回りました。

## 業績のハイライト

不毛な低金利競争からは脱却し、新規融資実行のノルマを撤廃したために貸出金残高は減少しましたが、既存先への本業支援に特化したことにより、与信コストを減少させ、当期純利益に大きく貢献しました。

減収となったものの増益を確保し、自己資本額も着実に積み増すことができました。

既存のお取引先様の本業や家計の改善に特化したことにより、当組合の経営の健全性も高めることができました。



## ■貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	21年～39年
動産	5年～10年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（29年3月31日現在）	
年金資産の額	358,256百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	312,095百万円
差引額	46,161百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）	0.232%
--	--------

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 25,609百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間15年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金16百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 250百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 430百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は27百万円、延滞債権額は957百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務

者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は164百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,149百万円であります。  
なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両についてリース契約により使用しております。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、81百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 3,010百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 2,800百万円  
上記のほか為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は5,376円06銭です。
- 商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において

は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	16,018	16,075	56
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	300	300	0
其他有価証券	2,601	2,601	-
(3) 貸出金	16,786		
貸倒引当金(※)	▲ 637		
	16,148	16,748	600
金融資産計	35,068	35,724	656
(1) 預金積金	31,247	31,248	1
(2) 借入金	2,800	2,800	-
金融負債計	34,047	34,048	1

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間であり時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	15

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	200百万円	219百万円	19百万円
小 計	200	219	19

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
その他	100百万円	99百万円	0百万円
小 計	100	99	0
合 計	300	319	19

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
国 債	1,778百万円	1,598百万円	180百万円
その他	557	495	62
小 計	2,336	2,094	242

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
その他	1,017百万円	1,047百万円	▲ 29百万円
小 計	1,017	1,047	▲ 29
合 計	3,354	3,141	212

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みのないものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄
- ・時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	100百万円	832百万円	-	846百万円
その他	-	-	-	300
合 計	100	832	-	1,146

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,505百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,505百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

貸倒引当金	162百万円
退職給付引当金	5
固定資産	21
賞与引当金	2
その他	9
繰延税金資産小計	202
評価性引当額	▲ 185
繰延税金資産合計	17
有価証券評価差額金	58
繰延税金負債合計	58

繰延税金負債の純額 41百万円

## ■損益計算書

科 目	平成28年度	平成29年度
経常収益	653,576	634,078
資金運用収益	616,484	599,061
貸出金利息	474,121	453,827
預け金利息	29,075	26,777
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	108,927	114,179
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	4,359	4,277
役務取引等収益	31,903	30,747
受入為替手数料	17,161	17,157
その他の役務収益	14,741	13,589
その他業務収益	4,157	2,849
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	4,157	2,849
その他経常収益	1,032	1,420
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	-	-
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	1,032	1,420
経常費用	582,442	516,829
資金調達費用	11,694	10,394
預金利息	10,023	9,952
給付補てん備金繰入額	351	333
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	1,224	-
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマース・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	95	107
役務取引等費用	33,532	33,635
支払為替手数料	10,544	10,627
その他の役務費用	22,987	23,007
その他業務費用	3,212	445
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	2,887	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	324	445
経費	442,249	450,890
人件費	261,987	265,369
物件費	173,798	180,278
税	6,463	5,242
その他経常費用	91,754	21,463
貸倒引当金繰入額	82,339	13,998
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	9,414	7,465
経常利益	71,134	117,249

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	11,317	0
固定資産処分損	11,317	0
減損損失	-	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	59,816	117,249
法人税、住民税及び事業税	610	21,510
法人税等調整額	▲ 12,202	306
法人税等合計	▲ 11,592	21,816
当期純利益	71,409	95,432
繰越金(当期首残高)	64,590	68,035
当期末処分剰余金	136,000	163,467

## ■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
当期末処分剰余金	136,000	163,467
当期純利益	71,409	95,432
繰越金	64,590	68,035
利益準備金取崩額	631	650
特別積立金取崩額	-	306
うち経営改善積立金	-	306
剰余金処分額	68,596	92,353
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金 (普通出資に対する配当率)	12,393 (年3%の割合)	12,353 (年3%の割合)
特別積立金 (うち経営改善積立金)	56,202 12,202	80,000 -
次期繰越金	68,035	72,070

## ■法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の第8第3項に規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## ■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成30年6月23日  
塩沢信用組合  
理事長 小野澤一成

## ■損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 229円77銭



# 自己資本の充実の状況について

(単位：百万円)

## I. 自己資本の構成に関する事項

項 目	平成 28 年度	経過措置 による 不算入額	平成 29 年度	経過措置 による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,971		2,066	
うち、出資金及び資本剰余金の額	413		413	
うち、利益剰余金の額	1,570		1,641	
うち、外部流出予定額(△)	12		12	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59		46	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59		46	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,031		2,112	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	1	2	0
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	1	2	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6	4	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-

項 目	平成 28 年度	経過措置 による 不算入額	平成 29 年度	経過措置 による 不算入額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8		2	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	2,022		2,110	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	15,971		16,575	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲144		▲149	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1		0	
うち、繰延税金資産	4		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲150		▲150	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,139		1,165	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	17,111		17,741	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 (ハ)/(ニ)	11.82		11.89	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## II. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,971	638	16,575	663
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	16,115	644	16,725	669
① ソブリン向け	105	4	73	2
② 金融機関向け	3,326	133	3,518	140
③ 法人等向け	3,894	155	3,796	151
④ 中小企業等・個人向け	3,966	158	3,782	151
⑤ 抵当権付住宅ローン	729	29	638	25
⑥ 不動産取得等事業向け	30	1	28	1
⑦ 三月以上延滞等	49	1	17	0
⑧ 出資等	278	11	1,276	51
出資等のエクスポージャー	278	11	1,276	51
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	87	3	87	3
⑪ その他	3,396	135	3,255	130
(2) 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(3) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5	0	0	0

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
(4) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲150	▲6	▲150	▲6
(5) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
(6) 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,139	45	1,165	46
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	17,111	684	17,741	709

(注)

- 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
- 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

（オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法）  
 $\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \div 8\%$   
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



しんくみふれあい祭り（平成29年9月15日）



塩沢一周駅伝（平成29年10月8日）



(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地区別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
国 内	36,842	38,165	43	39	2,656	3,247	-	-	129	84
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	36,842	38,165	43	39	2,656	3,427	-	-	129	84
製 造 業	997	933	-	-	-	-	-	-	-	5
農 業、林 業	800	799	30	28	-	-	-	-	-	-
漁 業	34	33	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,615	1,562	-	-	-	-	-	-	45	25
電気・ガス・熱供給・水道業	78	143	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	33	25	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	331	313	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	1,856	1,748	0	0	-	-	-	-	10	-
金 融 業、保 険 業	17,494	19,223	0	0	1,057	1,828	-	-	-	-
不 動 産 業	108	80	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	75	49	0	0	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	768	733	-	-	-	-	-	-	3	1
飲 食 業	777	795	0	0	-	-	-	-	14	-
生活関連サービス業・娯楽業	303	260	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育・学 習 支 援 業	24	5	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療・福 祉	201	166	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,677	1,623	0	0	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	51	69	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	2,307	2,593	-	-	1,598	1,598	-	-	-	-
個 人	6,027	5,686	11	10	-	-	-	-	56	51
そ の 他	1,269	1,312	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	36,842	38,165	43	39	2,656	3,427	-	-	129	84
1 年 以 下	19,777	21,323	0	0	-	100	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	7,615	7,238	1	-	499	599	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	3,530	3,391	-	-	199	199	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	1,134	683	-	0	199	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	907	736	1	0	-	-	-	-	-	-
10 年 超	1,462	1,822	39	37	999	999	-	-	-	-
期間の定めのないもの	193	185	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,219	2,782	-	-	757	1,528	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	36,842	38,165	43	39	2,656	3,427	-	-	-	-

(注)

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれています。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	平成28年度	24	59	-	24	59
	平成29年度	59	46	-	59	46
個 別 貸 倒 引 当 金	平成28年度	618	577	88	530	577
	平成29年度	577	587	17	560	587
合 計	平成28年度	643	637	88	555	637
	平成29年度	637	633	17	620	633

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	28年度	29年度	28年度	29年度	目的使用		その他		28年度	29年度	28年度	29年度
製 造 業	34	19	19	19	20	-	14	19	19	19	-	-
農 業、林 業	-	5	5	-	-	5	-	-	5	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	18	69	69	111	-	-	18	69	69	111	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	3	57	57	47	-	-	3	57	57	47	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	66	-	-	-	66	-	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	252	249	249	242	-	-	252	249	249	242	-	-
飲 食 業	-	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育・学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療・福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	174	102	102	97	0	-	173	102	102	97	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 合 計	68	75	75	69	-	12	68	62	75	69	-	-
合 計	618	577	577	587	88	17	530	560	577	587	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	-	2,835	-	3,208
10	-	1,028	-	738
20	600	16,022	653	17,041
35	-	3,693	-	1,849
50	-	3	-	-
75	-	4,381	-	5,422
100	14	6,932	14	8,583
150	-	14	-	26
250	-	-	-	-
1250	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	615	35,669	668	36,870

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



五日町信栄会ふれあいBBQ (平成29年9月10日)



### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	628	617	-	-	-	-	-	-
① ソブリン向け	1	1	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	171	177	-	-	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	343	431	-	-	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	111	6	-	-	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧ 出資金等	-	-	-	-	-	-	-	-
出資金等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨ その他	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年度金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。  
 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合  
 該当ございません。  
 ロ. 投資家の場合  
 該当ございません。

### (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

- イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
非 上 場 株 式 等	15	-	15	-

出資等エクスポージャーのうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

- ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額  
 該当ございません。  
 ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額  
 該当ございません。  
 ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
 該当ございません。

### (7) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	87	99

- (注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、99パーセントタイル値または1パーセントタイル値として金利リスクを算出しております。

# 主要な経営指標の推移

## ■主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
経常収益	699,845	669,175	643,591	619,001	596,089	582,756	611,195	619,890	653,576	634,078
経常利益	▲ 410,897	95,944	124,217	85,074	105,918	77,996	108,398	116,697	71,134	117,249
当期純利益	▲ 456,652	83,005	123,676	84,818	103,283	77,047	107,796	116,697	71,409	95,432
預金積金残高	31,161,960	31,216,095	30,399,895	30,613,330	29,914,075	30,266,906	30,375,253	30,620,003	31,247,328	32,524,962
貸出金残高	16,455,064	15,711,612	15,929,821	15,844,072	14,997,912	15,265,708	16,141,004	16,743,480	16,786,371	16,421,391
有価証券残高	3,037,605	2,677,538	2,906,786	3,159,401	3,241,842	2,433,600	2,864,756	3,480,202	2,916,515	3,669,440
総資産額	32,561,143	32,738,410	32,052,351	32,366,382	31,832,436	32,223,344	32,565,043	34,947,059	36,406,155	37,756,465
純資産額	1,177,801	1,337,874	1,471,900	1,583,955	1,742,837	1,809,844	2,008,109	2,137,564	2,151,481	2,220,455
自己資本比率(単体)	9.42%	10.52%	11.21%	11.78%	12.80%	12.74%	12.13%	11.63%	11.82%	11.89%
出資総額	400,561	399,697	397,173	398,737	404,949	412,466	415,829	414,307	413,676	413,026
出資口数	400,561口	399,697口	397,173口	398,737口	404,949口	412,466口	415,829口	414,307口	413,676口	413,026口
出資に対する配当金	3,987	12,056	16,084	11,955	12,020	12,203	12,479	12,415	12,393	12,353
職員数	49	44	45	45	45	43	46	45	46	43

(注) 1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。

2. 自己資本比率(単体)は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

## ■資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	28年度	34,599	616	1.78
	29年度	36,274	599	1.65
うち貸出金	28年度	17,088	474	2.77
	29年度	16,527	453	2.74
うち預け金	28年度	14,358	29	0.20
	29年度	16,835	26	0.15
うち金融機関貸付等	28年度	-	-	-
	29年度	-	-	-
うち有価証券	28年度	3,084	108	3.53
	29年度	2,841	114	4.01
資金調達勘定	28年度	33,171	11	0.03
	29年度	34,803	10	0.02
うち預金積金	28年度	30,917	10	0.03
	29年度	31,982	10	0.03
うち借入金	28年度	2,234	1	0.05
	29年度	2,800	-	-

## ■粗利益

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
資金運用収益	616,484	599,061
資金調達費用	11,694	10,394
資金運用収支	604,790	588,667
役員取引等収益	31,903	30,747
役員取引等費用	33,532	33,635
役員取引等収支	▲ 1,629	▲ 2,888
その他業務収益	4,157	2,849
その他業務費用	3,212	445
その他業務収支	945	2,404
業務粗利益	604,105	588,183
業務粗利益率	1.74%	1.62%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

## ■先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分		平成28年度			平成29年度		
		契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
金 利	売 建						
	買 建						
債 券	売 建						
	買 建						
合 計	売 建						
	買 建						
差 引 計							

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

## ■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
金利スワップ				
通貨スワップ				
先物外国為替取引				
金利オプション(買)				
通貨オプション(買)				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

## ■業務純益

(単位：千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
業 務 純 益	129,101	153,908

## ■総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成28年度	平成29年度
資金運用利回(A)	1.78%	1.65%
資金調達原価率(B)	1.36%	1.31%
総資金利鞘(A-B)	0.42%	0.34%

## ■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.20%	0.31%
総資産当期純利益率	0.20%	0.25%

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## ■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	4,157	2,849
合 計	4,157	2,849

## ■有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種 類	年 度	取得価格 (A)	時価 (B)	評価損益 (B)-(A)
有 価 証 券	平成28年度	2,685	2,917	231
	平成29年度	3,456	3,688	231
金 銭 の 信 託	平成28年度			
	平成29年度			
デリバティブ 等 商 品	平成28年度			
	平成29年度			

(注) 1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

## ■経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
人 件 費	259,759	262,314
報 酬 給 料 手 当	214,149	213,649
賞与引当金繰入額	▲ 320	▲ 943
退 職 給 付 費 用	16,570	20,131
社 会 保 険 料 等	29,359	29,476
物 件 費	173,798	180,278
事 務 費	78,446	80,911
固 定 資 産 費	24,046	24,156
事 業 費	27,325	29,434
人 事 厚 生 費	3,523	5,529
預 金 保 険 料	12,733	11,259
固 定 資 産 償 却	27,721	28,986
税 金	6,463	5,242
合 計	440,021	447,835

## ■役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
役 務 取 引 等 収 益	31,903	30,747
受 入 為 替 手 数 料	17,161	17,157
そ の 他 の 受 入 手 数 料	14,741	13,589
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	-	-
役 務 取 引 等 費 用	33,532	33,635
支 払 為 替 手 数 料	10,544	10,627
そ の 他 の 支 払 手 数 料	8,376	9,504
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	14,610	13,503

## ■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
受 取 利 息 の 増 減	45,866	▲ 17,423
支 払 利 息 の 増 減	222	▲ 1,300

## ■一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
1 店舗当たりの預金残高	6,249	6,504
1 店舗当たりの貸出金残高	3,357	3,284

## ■職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
職員1人当たりの預金残高	679	756
職員1人当たりの貸出金残高	364	381

## ■預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成28年度	平成29年度	
預 貸 率	期 末 残 高	53.72	50.48
	期 中 平 残	55.27	51.67
預 証 率	期 末 残 高	9.33	11.28
	期 中 平 残	9.97	8.88

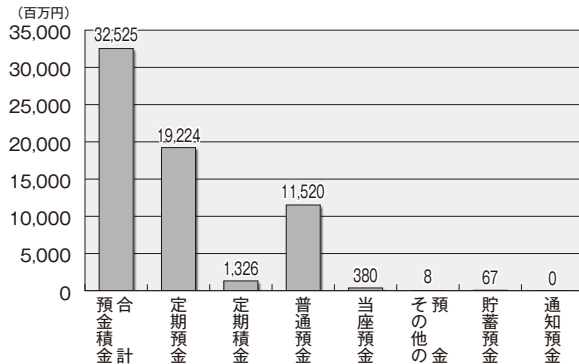
# 資金調達

## ■預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,113	35.94	11,669	36.49
定期性預金	19,762	63.92	20,271	63.38
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	41	0.13	41	0.13
合 計	30,917	100.00	31,982	100.00

## ■29年度 預金科目別構成グラフ



# 資金運用

## ■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	92	0.54	94	0.57
手形貸付	1,541	9.02	1,319	7.98
証書貸付	14,513	84.93	14,180	85.80
当座貸越	940	5.50	933	5.65
合 計	17,088	100.00	16,527	100.00

## ■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	8,866	52.82	8,280	50.42
設備資金	7,920	47.18	8,140	49.57
合 計	16,786	100.00	16,421	100.00

## ■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,193	45.59	2,910	43.83
住宅ローン	3,811	54.41	3,729	56.17
合 計	7,004	100.00	6,639	100.00

## ■貸出金金利区別残高

(単位：百万円、%)

項 目	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	6,004	41.55	6,223	43.57
変動金利貸出	8,445	58.45	8,060	56.43
合 計	14,449	100.00	14,283	100.00

## ■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	26,995	86.39	27,306	83.96
法人	4,251	13.60	5,218	16.04
一般法人	3,924	12.56	4,100	12.61
金融機関	19	0.06	8	0.02
公金	307	0.98	1,108	3.41
合 計	31,247	100.00	32,524	100.00

## ■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
固定金利定期預金	17,652	18,431
変動金利定期預金	108	103
その他の定期預金	737	688
合 計	18,499	19,223

## ■財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
財形貯蓄残高	26	26

## ■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	1,599	51.85	1,599	56.28
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
株式	15	0.49	15	0.53
外国証券	236	7.65	300	10.56
その他の証券	1,232	39.95	927	32.63
合 計	3,084	100.00	2,841	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## ■有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成28年度 平成29年度	- 100	730 832
地方債	平成28年度 平成29年度	- -	- -	- -	- -
短期社債	平成28年度 平成29年度	- -	- -	- -	- -
社債	平成28年度 平成29年度	- -	- -	- -	- -
株式	平成28年度 平成29年度	- -	- -	- -	- -
外国証券	平成28年度 平成29年度	- -	- -	- -	300 300
その他の証券	平成28年度 平成29年度	- -	- -	- -	- -
合 計	平成28年度 平成29年度	- 100	730 832	217 -	1,145 1,146

(注) 残高には「期間の定めのないもの」は含まれておりません。



## ■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	962	5.73	900	5.48
農 業 ・ 林 業	615	3.66	601	3.66
漁 業	12	-	11	0.07
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	1,408	8.39	1,401	8.53
電気・ガス・熱供給・水道業	44	0.26	110	0.67
情 報 通 信 業	33	0.20	25	0.15
運 輸 業 ・ 郵 便 業	321	1.91	303	1.85
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,775	10.57	1,677	10.21
金 融 業 ・ 保 険 業	400	2.38	440	2.68
不 動 産 業 業	106	0.63	80	0.49
物 品 賃 貸 業 業	5	0.03	3	0.02
学術研究・専門・技術サービス業	61	0.36	35	0.21
宿 泊 業 業	762	4.54	727	4.43
飲 食 業 業	602	3.59	628	3.82
生活関連サービス業・娯楽業	256	1.53	218	1.33
教 育 ・ 学 習 支 援 業 業	24	0.14	5	0.03
医 療 ・ 福 祉 業 業	201	1.20	166	1.01
その他のサービス	1,427	8.50	1,379	8.40
その他の産業	51	0.30	69	0.42
小 計	9,074	54.06	8,788	53.52
国・地方公共団体等	707	4.21	993	6.05
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,004	41.73	6,639	40.43
合 計	16,786	100.00	16,421	100.00

## ■貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

## ■担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
			金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	平成28年度	568	3.38	-
	平成29年度	526	3.20	-
有 価 証 券	平成28年度	-	-	-
	平成29年度	-	-	-
動 産	平成28年度	-	-	-
	平成29年度	-	-	-
不 動 産	平成28年度	7,810	46.53	39
	平成29年度	7,776	47.35	36
そ の 他	平成28年度	-	-	-
	平成29年度	-	-	-
小 計	平成28年度	8,378	49.91	39
	平成29年度	8,302	50.56	36
信用保証協会・信用保険	平成28年度	1,057	6.30	3
	平成29年度	892	5.43	3
保 証	平成28年度	4,390	26.15	-
	平成29年度	4,324	26.33	-
信 用	平成28年度	2,959	17.63	-
	平成29年度	2,902	17.67	-
合 計	平成28年度	16,786	100.00	43
	平成29年度	16,421	100.00	39

## ■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
一般貸倒引当金	59	35	46	▲ 13
個別貸倒引当金	577	▲ 41	587	10
合 計	637	▲ 6	633	▲ 4

## ■リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

リスク管理債権は、平成10年に施行された「金融システム改革法」に基づいて平成11年3月期より開示しております。

作成に当たっては、貸出資産の自己査定債務者区分を基準として集計しており、「自己査定による債務者区分」と「金融再生法に準じた債権区分」及び「金融システム改革法に基づくリスク管理債権」の関係を一覧表にして表記いたしましたのでご参照ください。

### I. 自己査定と金融再生法に基づく開示債権並びに管理債権との関係

自己査定による債務者区分	金融再生法に準じた債権区分 (貸出金とその他債権を合算しております)		金融システム改革法に基づくリスク管理債権	自己査定の分類区分の範囲				当組合償却引当概要
	(貸 出 金)	※ (その他債権)		(貸 出 金 の み)	I	II	III	
破 綻 先 実 質 破 綻 先	破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	同 左	破 綻 先 債 権	○	○	○	○	Ⅲ・Ⅳ分類に対して100%の引当
破 綻 懸 念 先			延 滞 債 権	○	○	○	-	
要 注 意 先	要 管 理 債 権	同 左	3 か 月 以 上 延 滞 債 権	○	○	-	-	債権額に対する毀損率により算出し引当
			貸 出 条 件 緩 和 債 権	○	○	-	-	
正 常 先	正 常 債 権			○	-	-	-	債権額に対する毀損率により今後1年間の予想損失額を算出し引当

※その他債権とは、当該債務者に対する未収利息・仮払金・債務保証見返等の債権をいいます。

## II. リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況

平成30年3月末

(単位：千円)

区 分	分	貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破綻先債権	平成28年度	32,678	6,349	26,329	100.00%
	平成29年度	27,634	6,038	21,595	100.00%
延滞債権	平成28年度	983,753	408,298	551,641	97.58%
	平成29年度	957,457	367,296	565,972	97.47%
3か月以上延滞債権	平成28年度	-	-	-	-
	平成29年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成28年度	169,695	37,725	32,615	41.45%
	平成29年度	164,156	35,112	15,476	30.82%
合 計	平成28年度	1,186,127	452,372	610,585	89.62%
	平成29年度	1,149,247	408,447	603,045	88.01%

※リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ. 会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ. 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

## III. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

平成30年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	171,275	102,427	68,848	171,275	100.00%	100.00%
	平成29年度	142,014	45,938	96,076	142,014	100.00%	100.00%
危険債権	平成28年度	845,155	312,219	509,122	821,341	97.18%	95.53%
	平成29年度	843,077	327,397	491,492	818,889	97.13%	95.31%
要管理債権	平成28年度	169,695	37,725	32,615	70,340	41.45%	24.71%
	平成29年度	164,156	35,112	15,476	50,588	30.82%	11.99%
不良債権計	平成28年度	1,186,127	452,372	610,585	1,062,958	89.62%	83.21%
	平成29年度	1,149,247	408,447	603,045	1,011,492	88.01%	81.40%
正 常 債 権	平成28年度	15,669,931					
	平成29年度	15,335,114					
合 計	平成28年度	16,856,058					
	平成29年度	16,484,362					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

## IV. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

平成30年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権	I分類額	II分類額	III分類額	IV分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
① 破綻先債権額	6,038	-	-	21,595	27,634	21,595
② 実質破綻先債権額	-	39,899	36,172	38,308	114,380	74,480
③ 破綻懸念先債権額	93,355	234,041	515,680	-	843,077	491,492
④ 要注 意先	要管理先債権額	-	195,725	-	195,725	18,452
	その他要注意先債権額	285,607	1,864,256	-	2,109,694	21,771
⑤ 正 常 先 債 権 額	13,193,851	-	-	-	13,193,851	5,978
総 与 信 額	13,578,852	2,293,753	551,852	59,904	16,484,362	633,772

# その他の業務

## 代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全国信用組合連合会	9,200	2.58	7,892	2.51
商工組合中央金庫	-	-	-	-
日本政策公庫 (うち教育ローン) (うち農林水産事業)	171,110 (19,389) (151,721)	47.92	155,904 (14,707) (141,197)	49.65
独立行政法人住宅金融支援機構	168,995	47.33	145,592	46.37
独立行政法人福祉医療機構	799	0.22	657	0.21
独立行政法人中小企業基盤整備機構	6,950	1.95	3,950	1.26
そ の 他	-	-	-	-
合 計	357,055	100.00	313,996	100.00

## 主要な業務の内容

### A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金(譲渡性預金)も取扱っております。

### B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越(カードローン含む)、商業手形等の割引を取扱っております。

### C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

### E 付帯業務

- ① 債務の保証業務
- ② 有価証券の貸付業務
- ③ 国債等の引受け

### ④ 代理業務

- イ. 日本政策金融公庫の代理貸付
- ロ. 商工組合中央金庫の代理貸付
- ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付
- ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付
- ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理貸付
- ヘ. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理
- ト. 地方公共団体の公金取扱業務
- チ. 株式会社払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

### ⑤ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)

- ⑥ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- ⑦ 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

## 内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成28年度末		平成29年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送 金・振 込	他の金融機関向け	25,668	11,202	26,507	11,429
	他の金融機関から	39,701	12,248	39,369	13,038
代 金 取 立	他の金融機関向け	673	326	659	267
	他の金融機関から	2,552	1,691	2,262	1,831

## 各種サービス手数料一覧

### ●内国為替・振込手数料

種 類			手 数 料						
			窓 口		A T M				
窓口またはATMご利用の場合			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込		現金による振込	他行カード振込	
					非組合員の方	組合員の方			
当 組 合 宛	当組合同一店宛	5万円未満	108円	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	
		5万円以上	324円						216円
	当組合本支店宛	5万円未満	216円		108円				108円
		5万円以上	432円		324円				324円
他 行 宛	電 信 扱 い	5万円未満	648円	432円	540円	324円	540円	540円	
		5万円以上	864円	648円	756円	540円	756円	756円	

※定額自動送金は、ATM振込の手数料に準じます。

●各種発行手数料

種	類	手数料	
各種発行手数料	手形・小切手帳 交付手数料	小切手帳	1冊(50枚) 648円
		約束手形帳	1冊(25枚) 324円
		為替手形帳	1冊(25枚) 324円
		マル専手形用紙	1枚 540円
	自己宛小切手発行手数料		1枚 540円
	通帳・証書・キャッシュカード・ ローンカードの再発行 ※		1,080円
	預金残高証明書		1通につき 540円
	融資残高証明書		無料
	住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		無料
	融資証明書		1通につき 3,240円
利息証明書		1通につき 540円	

※紛失・盗難・汚損（カードについては暗証番号忘れも含む）が対象となります。

●内国為替・取立手数料

種	類	手数料	
取立手数料	当組合本店所在の手形交換地域内の場合	216円	
	当組合加盟の異なる 手形交換所のもの	普通扱い	648円
		至急扱い	864円
	当組合支払場所で本店宛	216円	
	当組合支払場所で同一店内	無料	

●個人情報開示請求手数料

種	類	手数料
	個人情報開示請求依頼	無料

●キャッシュサービスご利用手数料

ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
当組合	無料	無料		無料	無料		108円	無料		108円	無料	
※しんくみお得ねっと	108円			無料			108円			108円		
※提携金融機関	108円		108円	108円		108円	108円		108円			108円
※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円		108円	108円				
キャッシング	無料			無料			108円					
セブン銀行	午前7:00から午前8:45まで											
	108円	108円										
	無料	無料		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
セブン銀行	午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで			午後8:00から午後10:00まで		
	無料	無料		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
	無料	無料		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
ご利用カード	午前8:00から午後2:00まで			午後2:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで					
	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金			
	当組合	無料	無料	108円	無料		108円	無料				
	※しんくみお得ねっと	無料		108円								
	※提携金融機関	108円		108円		108円						
※ゆうちょ銀行	108円	108円		108円	108円							
キャッシング	無料			108円								
セブン銀行	午前8:00から午前9:00まで											
	108円	108円										
	無料	無料		108円	108円		108円	108円		108円	108円	
ご利用カード	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後8:00まで								
	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金						
	当組合	108円	無料	108円	無料							
	※しんくみお得ねっと	108円										
	※提携金融機関	108円		108円								
※ゆうちょ銀行	108円	108円										
キャッシング	108円											
セブン銀行	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで								
	108円	108円		108円	108円							

※「提携金融機関」ならびに「ゆうちょ銀行」は、土曜・祝祭日のATMでのご利用開始時間が午前9:00からとなります。  
 ※「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。  
 ※「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。  
 ※ [ ] の時間帯はお取扱いできません。

●その他手数料

種	類	手数料
その他	ATM延長時間帯利用手数料	1回につき 108円
	ATM銀行間利用手数料	1回につき 108円
	県内しんくみカード利用平日・通常時間手数料	無料
	マル専口座開設手数料(割賦販売通知書1通)	1口座につき 3,240円
	不渡手形返却料	
その他	取立手形・小切手組戻料	1通につき 648円
	振込組戻料	
	取引明細照会手数料 (COM) ※	1枚につき 216円

※取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

●融資関連手数料

種	類	手数料	
融資関連手数料	カードローン口座開設手数料 (第1回目のご利用返済時に自動引落し)	無料	
	住宅ローン取扱手数料 ※①	根・抵当権設定	32,400円
		全国保証(株)保証付	54,000円
	不動産担保 設定手数料 ※②	不動産担保新規・追加・譲渡設定	21,600円
		不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等	10,800円
	融資条件変 更手数料 ※③	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退 金利・融資期間変更等	5,400円
		住宅ローン繰上返済手数料 (全部繰上)	5,400円
	支払承諾保証書	保証額×0.9%	

※① 担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。  
 ※② 一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料になります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。  
 ※③ 小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。

# 総 代 会

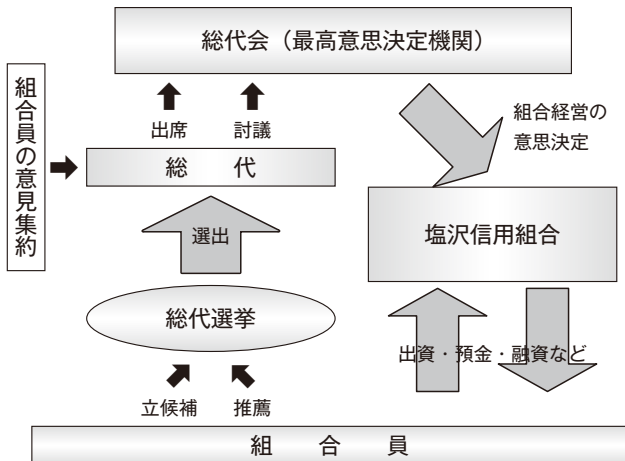
## 総代および総代会の機能等について

### ① 総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。

組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることが出来ます。

当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。



### ② 総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

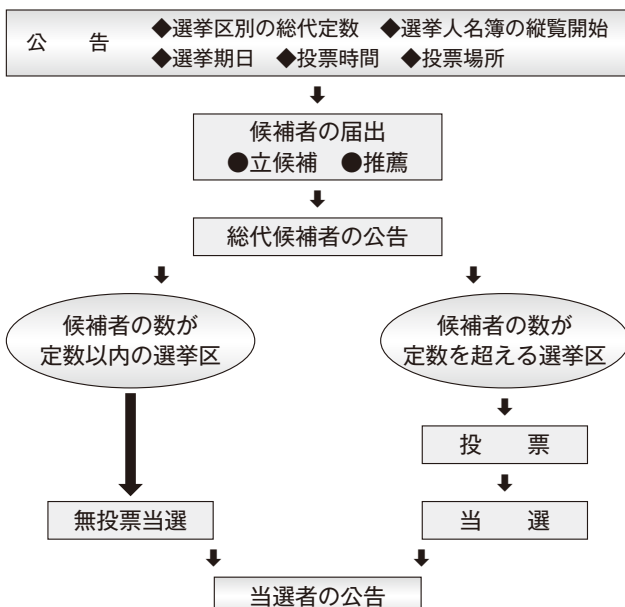
なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されています。

組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められています。

当組合の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。

なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む）を当選者として投票は行っておりません。



### 当組合のガバナンス強化の取組

当組合では、組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、経営の情報開示の充実と、総代地区会議等の活用により、その都度、組合員の声を聞き、開かれた組合経営に努めてまいりました。

#### ・当組合の具体的な取組実績

##### 1. 役員に関しての実績

- 1) 平成16年6月より「員外監事」を1名選任している
- 2) 平成17年6月より「常勤監事」を1名選任している
- 3) 平成18年6月に「理事の定数」を12名から10名へ2名削減している
- 4) 平成21年6月より地区理事5名を職員外（総代）より選出している
- 5) 平成27年6月より「女性役員（非常勤監事）」を1名選任している

##### 2. 総代に関しての実績

- 1) 「総代地区会議」を年2回定期開催している
- 2) 平成18年6月に全国初の「女性総代」を誕生させた
- 3) 平成18年11月、21年6月、23年11月に総代の研修会を実施した
- 4) 平成21年6月に「総代の定年制」を規定化、上限を75歳とした
- 5) 平成27年6月の総代選出にあたり構成を組合員構成比に近付けた
- 6) 平成30年6月の「総代の重任制限」を規約化、上限を10回とした
- 7) 通常総代会及び総代地区会議の出席率70%以上

##### 3. その他の実績

- 1) 平成16年4月より外部監査として「監査法人」を選任している
- 2) 平成23年11月に非常勤役員、総代、信栄会員への研修会を実施した
- 3) 平成27年7月に非常勤役員を全信中協主催の専門研修会へ派遣した

### ③ 第65期通常総代会の決議項

平成30年6月23日開催の「通常総代会」において下記のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

- 第1号議案 平成29年度「第65期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。
- 第2号議案 平成30年度「第66期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。
- 第3号議案 「定款」一部変更の件は、原案どおり承認されました。
- 第4号議案 「総代選挙規約」一部変更の件は、総代の定年年齢を75歳に加えて重任回数が10回に到達した者は、すなわち、在任期間が30年に到達する者は、任期の満了をもって終任とすることが承認されました。
- 第5号議案 「会計監査人」の変更に関する件は、原案どおり承認されました。
- 第6号議案 組合員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。
- 第7号議案 平成30年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

#### 1. 理事報酬

年間総額 33,000千円以内とする。（昨年32,000千円）  
各理事の報酬額、支給時期、支給方法については理事会に一任する。

#### 2. 監事報酬

年間総額 8,000千円以内とする。（昨年8,000千円）

各監事の報酬額、支給時期、支給方法については監事会に一任する。

3. 実支給については、30年7月の報酬月額より、全役員一斉に変更し、31年6月まで同額にて適用するものとする。  
第8号議案 当組合「経営情報」開示の件として、次の項目について説明され、「魚沼の未来基金」の当組合寄付

金100万円の承認と共に基金の運営費用を当組合が負担する事を承認されました。

平成30年度「事業計画書」抜粋

- ・平成30年度「重点施策」に関する件
- ・「魚沼の未来基金」の報告と引き続きの支援の件

#### ④ 平成30年5月開催「総代地区会議」総代様との意見交換のまとめ

総代様からのご意見・質問等	回 答
昨年度、「住まいの何でもフェスティバル」に参加させていただいたが、今年の開催時期はいつ頃を予定しているのか？	昨年開催したことで、新しい気付きがあり、建築関連業者の中のなわばりがあることや、仕事があるところにはあるが、ないところにはないという状況の中で、双方を繋ぐことが大切と考え、現時点では昨年と同様の開催を考えていないと一旦回答。
家庭円満の事業に関連して、工務店自身が元気になるための戦略をみんなで考える必要がある。工務店自身が力をつけられるような支援を塩沢信組には、ぜひお願いしたい。	設計事務所や不動産業者、あらゆる関連業者を巻き込んで、地元の産業振興として、頂いたご意見の通り、地元の工務店が元気になるためのお手伝いをしていくと回答。
「住まいの何でもフェスティバル」はお客様及び関連業者と知り合う良いきっかけになった。ぜひ今年も開催してもらいたい。	一旦は、昨年同様の開催は難しいと回答。その後、至急内部で検討した結果、昨年同様に当組合主催にて開催することを決定した。 ●開催日時：10月8日（祝日） ●会場：南魚沼市民会館
未来基金の第二期奨学生に、新3年生が含まれているみたいだが、なぜか？	学校側から、応募範囲を新1年生から、3年生までを対象としてほしいと要望があったことから、今年度より新3年生までを対象としたことを説明。
未来基金のボランティアについて、参加した学生が多くの人と交流できてよかったと実感できるようにしてもらいたい。（楽しいものであり、義務感ではなくやってほしい）	ボランティア参加者からは、社会勉強になった、地域の人の優しさや温かさが伝わってきた等の声が上がっていること、また、先生からは奨学生となった子どもの方がやる気に満ち溢れている等の報告を頂いていることを回答。
未来基金の寄付金と奨学金支給額の差額は財団の経費になるのか。	財団への経費は、当組合拠出の100万円以内となっており、奨学金支給後の残額は基金内にプールされており、第二期及び第三期奨学生への準備分となる。今後は、更に奨学生の数が増える見込みであることから、寄付金の増額を呼びかけていくことを説明。
未来基金の取り組みについて、毎年運営する財団へ100万円位の経費を払っているが、県内の他の信用組合でも独自に給付型奨学金を始めたとの報道があったが、独自で取り組みれば経費が掛からないのではないかと質問。	県内の他の事例は、単独で100万円を拠出し、10名へ奨学金を支給するもので経費は発生しない。当組合の未来基金は、地域の組合員を巻き込んだ形のもので、寄付行為を管理する管理団体が必要なことから、公益財団法人による管理を依頼していることを説明。
3月17日に実施したグルメ選手権は、地元へ貢献した事業であり、地元としては、ぜひ次の開催を要望する声が多いが、第2回目の開催予定はあるのかと質問。	現時点での開催は未定であるが、出店業者同士の交流や、魚沼の食材を使うなどの展開も生まれ、東京の業者からも次回開催を要望する声が多く出されており、意味のあったイベントであるが、今後は、当組合単独での開催から、行政や商工会と一体となった開催で、協力要請があれば進んで協力する意向であることを説明。
NY新潟県人会、大坪会長の講演会で大変刺激を受けた。今後はどんな展開を考えているのかと質問。	NYにも中小企業者はあり、日本の企業（特に製造業）を高く評価している。NYと当地域をつなげてくれるバイヤーをお招きするなどして、商業ベースで新たな展開が期待できるよう努力していくと回答。
除名議決の件について、除名議決された後出資金はどこに行くのかと質問。	一旦は当組合の雑益として処理する。その後、本人が出てきて申し出があれば、当組合の雑損勘定で払い戻しをする協同組合金融法に則り取り扱うことを回答。
「総代選挙規約」の一部改正では、定年年齢の75歳と重任制限の10回30年というのは長すぎるのではないかと？	総代の機能強化という点では、全国の協同組織金融機関の信金と信組の中で、定年制や重任制限が進んでいるが、当組合の年齢や回数も平均的なものであると回答。
他行の動きが活発化しており、新規顧客獲得に向けて動いていると思われるが、塩沢信用組合の商品ラインナップについて、他金融機関と比較してどうなのか？商品内容について見直す必要があるのではないかと？	商品ラインナップという点では、非対面販売についてどう向き合うか、窓口販売が可能な証券や保険商品をどう扱うかであるが、あえて他の金融機関が扱うものは避けて、独自の隙間戦略として、他が取り組まないものに必要性を見出すという路線を選択していることを説明。

総代様からのご意見・質問等	回 答
<p>昨年職員数を増加させ70名体制にするとの説明があったと思うが、どのような状況か、また、来期予算にも反映されていないと思うが、その点についていかがと質問。</p>	<p>第四銀行も北越銀行もまだ今はリストラを発表していないが、やがて合併効果を追求するために人員を削減し、銀行員が減少する。当組合の求人状況は、新規採用が大変厳しく、昨年から、新卒者のみの条件を変更し、年齢を35歳までなら第二新卒者として採用することにした。</p> <p>従来6月に実施していた、採用計画を後ろにずらして、8月11日に、当組合主催の「就職応援フェア」を開催するが、当組合もその中に出展し、来期は6名～8名の採用を目指したいと考えていることを回答。</p>
<p>総代地区会議で、本来、常勤理事が行うべき事業報告を常勤監事が行うのは如何なものか、常勤理事がするべきものとする。</p>	<p>ご指摘の通り、常勤理事が欠席していたとはいえ常勤監事による説明は不適切であったと謝罪、以後注意することを回答。</p>
<p>社外の監査がクローズアップされている中、監査法人を変えることについて懸念している。個人の会計事務所で信用組合の監査ができるのか疑問であると意見が出された。</p>	<p>会計人の変更について、新たな北島氏は監査法人トーマツの出身であり、県内信用金庫の監査を行った実績があること、また、会計士同士がグループを組んで業務にあたっていることから問題ないと判断していることを回答。</p>
<p>崇高な経営目標を掲げているが、塩沢信用組合がどこに向かっていくのか見えづらくなっている。地域力、経営力をつけることはいいが、信組はどこに向かうのかと質問。</p>	<p>今、金融業界は大氷河期を迎えており、リストラや経営統合が相次いでいる。当組合は平成24年頃から少しずつ経営体質を強化、他の金融機関が取り組んでこなかった、再生支援、救済支援という分野に取り組んでいる。底辺を支える金融機関であり、地元あつての信用組合であることから、引き続き地元が元気になるためのお手伝いをすると回答。</p>
<p>総代選挙の算出係数の合計が正しくは120%のものが100%になっていると指摘があった。</p>	<p>ご指摘の通り、誤りであり訂正しますと回答。</p>
<p>今期予算の有価証券利息配当金について、前期実績ではなく、前々年度と同じ程度にしてあるのはなぜか。</p>	<p>前年実績は、地銀等も増益になった通り、たまたま株式の運用益が順調であったということ。当組合は、県内金融機関の中でも有価証券運用が一番少ない方であり、過度に依存しない方針から、堅実に見た結果の予算であることを説明。</p>
<p>当地域「魚沼」の現在の景況と今後について、どのように判断しているか教えてほしい。</p>	<p>一般的には、2019年10月の消費増税、2020年公共工事ピークアウトが懸念されているが、団塊世代が75歳以上になる2025年問題についての危機感の方を重大と考えていること、人口の減少に加えて、企業の休業業数の増加、地方に産業がなくなる可能性、個人事業主の7割は「自分の代で事業をやめる」としている。黒字廃業による影響は、約650万人の雇用と約22兆円に上がる国内総生産（GDP）が失われると言われている。</p> <p>売上の安定化と事業の将来性で事業継承は可能であり、世代交代した事業は利益率や売上高が増える傾向にある。</p> <p>これからの正念場であり、ここからが「信用組合」の出番と考えていると回答。</p>



橋本卓典氏取材、講演（平成29年9月4日）



小泉純一郎氏講演（平成30年5月23日）

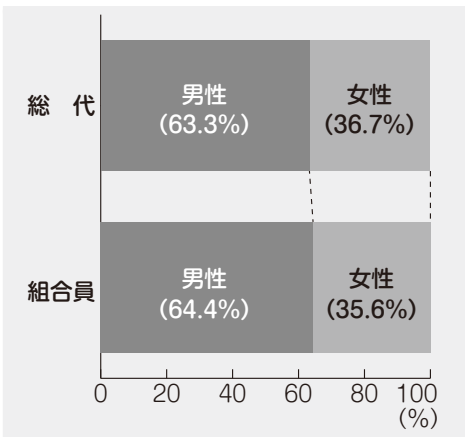
## 協同組織の本来あるべき姿 組合員を代表する「総代」の機能発揮が“本来のあるべき姿” 国内の協同組織金融機関では「初」の取組み

当組合では、12,000名の組合員を代表する120名の「総代」の選出を組合員の構成比とほぼ等しくしました。(下表の通り) 総代の意見がイコール組合員の総意とみなせる条件を整えました。

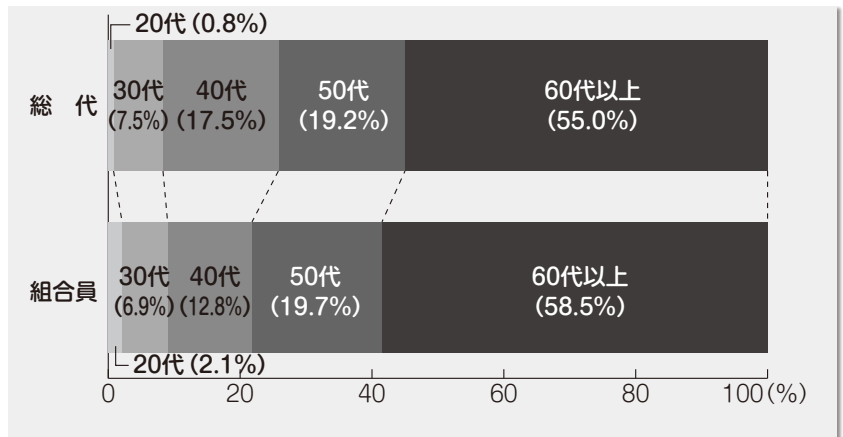
6月に開催した「通常総代会」では、総代からいただいたご意見・ご要望「19」(21ページ・22ページに記載)の内容を紹介し、ひとつひとつ丁寧に回答しました。

全国の協同組織金融機関の中で、総代の機能発揮による「ガバナンス強化」が図られたごくまれな例です。

●総代の男女別構成比



●総代の年代別構成比



### 魚沼の未来基金「第三次はばたき奨学金」募金受付のご案内

平成28年9月28日に設立された「魚沼の未来基金」は、これまでに延べ337先の個人・団体の皆様から1,027万円を超えるご寄附をいただき、「はばたき奨学金」の事業は延べ60名の奨学生が誕生し、未来に向かって高校生活を充実させています。年間を通じ、広くご寄附を受付けております。ぜひご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

お振り込みは下記口座までお願いいたします。(※必ず寄付申込書の送付後にご入金ください)

- 金融機関名 塩沢信用組合(コード 2365) 本店(101)
- 口座名義 魚沼の未来基金(ウオヌマノミライキキ)
- 口座番号 普通預金 0220585



奨学生のボランティア活動(6/3 軽トラ市・6/10 グルメマラソン)



お問い合わせ・ご寄附のお申し込みは

TEL 025-782-1201  
FAX 025-782-4063

上記のほか、QRコードまたは  
shinkumi@pluto.plala.or.jp  
まで、お気軽にご連絡ください。



メールでのお問い合わせは、こちらから



寄付申込書(PDF)がダウンロードできます



総代会 山田久志氏講演(平成30年6月23日)



総代会全体記念撮影(平成30年6月23日)



⑥ 総代氏名

本店  
地区総代  
(37名)



阿部 秀明  
(当選8回)



阿部 浩光  
(当選5回)



阿部 勝  
(当選7回)



阿部 春子  
(当選1回)



安達 辰也  
(当選4回)



井口 岳夫  
(当選3回)



飯酒 盃 敏  
(当選5回)



石坂 幸子  
(当選2回)



太田 望  
(当選1回)



大津 潔  
(当選4回)



小野塚 清一  
(当選1回)



貝瀬 一恵  
(当選5回)



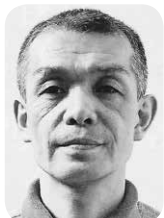
貝瀬 哲男  
(当選5回)



片山 茂  
(当選3回)



上村 迅  
(当選2回)



上村 忠義  
(当選4回)



桐生 厚義  
(当選7回)



桑原 博  
(当選4回)



桑原 保夫  
(当選6回)



小林 克行  
(当選2回)



菅井 英明  
(当選4回)



鈴木 伸太  
(当選2回)



鈴木 美穂  
(当選4回)



高野 好雄  
(当選5回)



高橋 ひろみ  
(当選5回)



舘野 彰男  
(当選1回)



田村 暁  
(当選4回)



中嶋 京子  
(当選4回)



中嶋 知一  
(当選3回)



林 澄子  
(当選5回)



原田 清  
(当選3回)



平賀 淳  
(当選1回)



平賀 孝雄  
(当選3回)



笛木 幸久  
(当選4回)



山本 幸子  
(当選1回)



渡辺 みさ子  
(当選5回)



割田 賢一  
(当選5回)

石打支店  
地区総代  
(21名)



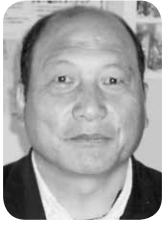
阿部 市郎  
(当選4回)



阿部 保幸  
(当選7回)



小野塚 展子  
(当選2回)



岸野悦雄  
(当選6回)



木村盛  
(当選7回)



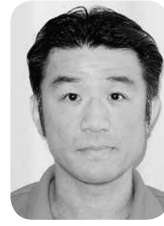
小林勇  
(当選5回)



佐藤富男  
(当選4回)



志田剛  
(当選2回)



関茂真一  
(当選1回)



高橋郁夫  
(当選8回)



武淵和昭  
(当選2回)



田村乙ゆき  
(当選1回)



中澤明子  
(当選4回)



中澤幸子  
(当選4回)



中澤好夫  
(当選4回)



南雲一成  
(当選2回)



野口敦子  
(当選1回)



林秀夫  
(当選7回)



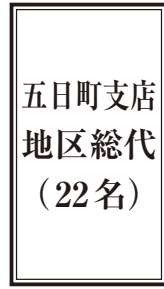
林三奈  
(当選2回)



星野富夫  
(当選6回)



翠川みどり  
(当選1回)



五日町支店  
地区総代  
(22名)



井口洋一  
(当選2回)



池田きみよ  
(当選5回)



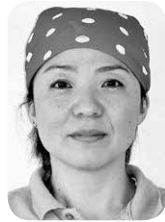
石田衛  
(当選4回)



大平春子  
(当選4回)



小川一夫  
(当選3回)



小野裕子  
(当選1回)



笠原貴美男  
(当選3回)



上村清子  
(当選5回)



桑原かなえ  
(当選1回)



櫻井厚子  
(当選3回)



塩川裕紀  
(当選2回)



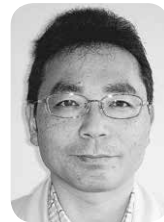
高橋さつ子  
(当選2回)



長屋昇  
(当選4回)



西野敬太郎  
(当選3回)



西野徳光  
(当選3回)



西野真美子  
(当選1回)



羽賀謙祐  
(当選4回)



羽吹忍  
(当選4回)



廣田加津子  
(当選1回)



星野まち子  
(当選5回)



松原美鈴  
(当選1回)



八木健二  
(当選5回)

津南支店  
地区総代  
(21名)



石原友三郎  
(当選4回)



内山信裕  
(当選2回)



籠田淑子  
(当選5回)



風巻良夫  
(当選5回)



風巻早苗  
(当選1回)



草津進  
(当選7回)



桑原希  
(当選1回)



粉川英明  
(当選2回)



菌部昌代  
(当選2回)



高橋久子  
(当選4回)



滝沢邦夫  
(当選1回)



月岡奈津子  
(当選1回)



中島仁  
(当選1回)



福原政文  
(当選7回)



藤ノ木忠夫  
(当選3回)



村山壮  
(当選4回)



宮澤清  
(当選4回)



山岸麗好  
(当選1回)



山田泰  
(当選3回)



山田芳男  
(当選3回)



吉野徹  
(当選6回)



小出郷支店  
地区総代  
(19名)



今井満  
(当選2回)



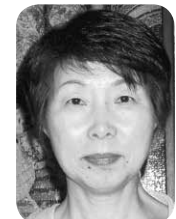
内田幹夫  
(当選8回)



遠藤実  
(当選9回)



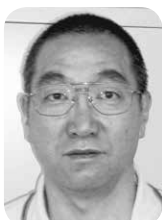
大平實  
(当選3回)



大桃久子  
(当選5回)



岡部誠  
(当選7回)



風間健  
(当選4回)



小島成之  
(当選4回)



櫻井一枝  
(当選3回)



佐藤たけ  
(当選2回)



佐藤文音  
(当選2回)



瀬下賢一  
(当選7回)



橋美千子  
(当選1回)



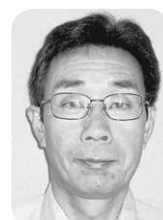
阪西充子  
(当選1回)



本田節子  
(当選1回)



星宗兵  
(当選2回)



星伸哉  
(当選6回)



横山恵理  
(当選1回)



渡辺頼敏  
(当選4回)

本店地区総代	鈴木美穂	小林勇	小川一夫	籠田淑子	内田幹夫
阿部秀明	高野好雄	佐藤富男	小野裕子	風巻良夫	遠藤実
阿部浩光	高橋ひろみ	志田剛	笠原貴美男	風巻早苗	大平實
阿部勝	館野彰男	関茂真一	上村清子	草津進	大桃久子
阿部春子	田村暁	高橋郁夫	桑原かなえ	桑原希	岡部誠
安達辰也	中嶋京子	武淵和昭	櫻井厚子	粉川英明	風間健
井口岳夫	中嶋知一	田村こゆき	塩川裕紀	蘭部昌代	小島成之
飯酒盃敏	林澄子	中澤明子	高橋さつ子	高橋久子	櫻井一枝
石坂幸子	原田清	中澤幸子	長屋昇	滝沢邦夫	佐藤たけ
太田望	平賀淳	中澤好夫	西野敬太郎	月岡奈津子	佐藤文音
大津潔	平賀孝雄	南雲一成	西野徳光	中島仁	瀬下賢一
小野塚清一	笛木幸久	野口敦子	西野真美子	福原政文	橋美千子
貝瀬一恵	山本幸子	林秀夫	羽賀謙祐	藤ノ木忠夫	阪西充子
貝瀬哲男	渡辺みさ子	林三奈	羽吹忍	村山壮	本田節子
片山茂	割田賢一	星野富夫	廣田加津子	宮澤清	星宗兵
上村迅	37名	翠川みどり	星野まち子	山岸麗好	星伸哉
上村忠義		21名	松原美鈴	山田泰	横山恵理
桐生厚義	石打支店地区総代	五日町支店地区総代	八木健二	山田芳男	渡辺頼敏
桑原博	阿部市郎		22名	吉野徹	19名
桑原保夫	阿部保幸	井口洋一	津南支店地区総代	21名	合計 120名
小林克行	小野塚展子	池田きみよ		小出郷支店地区総代	
菅井英明	岸野悦雄	石田衛	石原友三郎	今井満	
鈴木伸太	木村盛	大平春子	内山信裕		

■ 職員出身者以外の理事の登用状況

理事長	小野澤 一成	理事	桑原 信一（※）	常勤監事	貝瀬 英昭
常務理事	須藤 昇二	理事	林 茂一（※）	監事	藤ノ木 靖子
常勤理事	高橋 清隆	理事	高橋 守（※）	員外監事	関 久良
理事	星 充男（※）	理事	中澤 一博（※）		

（平成30年7月1日現在）

◇当組合は、職員出身者以外の理事（※）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



後列左より  
 理事 星 充男      理事 高橋 守      理事 桑原 信一      監事 藤ノ木 靖子

前列左より  
 理事 林 茂一      理事 中澤 一博      常勤理事 高橋 清隆      理事長 小野澤 一成      常務理事 須藤 昇二      常勤監事 貝瀬 英昭      員外監事 関 久良

## 役員等の報酬体系

### 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### 1. 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

#### 2. 役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	31百万円	32百万円
監事	7百万円	8百万円
合計	38百万円	40百万円

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

#### 3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

### 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。  
2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。  
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

## リスク管理体制

金融の自由化の進展にともない、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えてきております。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

### 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立した、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当たっては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っています。

### 市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動に伴うリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなってきていますので、適切な管理と対応が重要となっ

ております。当組合では、資金運用基準規程の制定や毎月内部において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

なお、保有資産のうち有価証券は別記金額の運用であり社債・国債を中心とした元本保証の債券類の保有でありますので、これらの市場リスクは少ない状況となっております。

### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク  
役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
- (2) システムリスク  
コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
- (3) その他オペレーショナル・リスク

#### ① 法務リスク

顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害(監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)などにより、当組合が損失を被るリスク

#### ② 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

#### ③ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク

オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っています。

# 法令等遵守体制（コンプライアンス）

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。

そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取り組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

## 当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「しおしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置づけております。
- ② 「しおしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。
- ③ 「しおしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「しおしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「しおしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「しおしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

## 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：塩沢信用組合本部】 フリーダイヤル 0120-600-283

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応のご案内については、当組合ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.shiozawa.shinkumi.jp/>  
また、保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（電話：0570-022808）

## 紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記塩沢信用組合本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

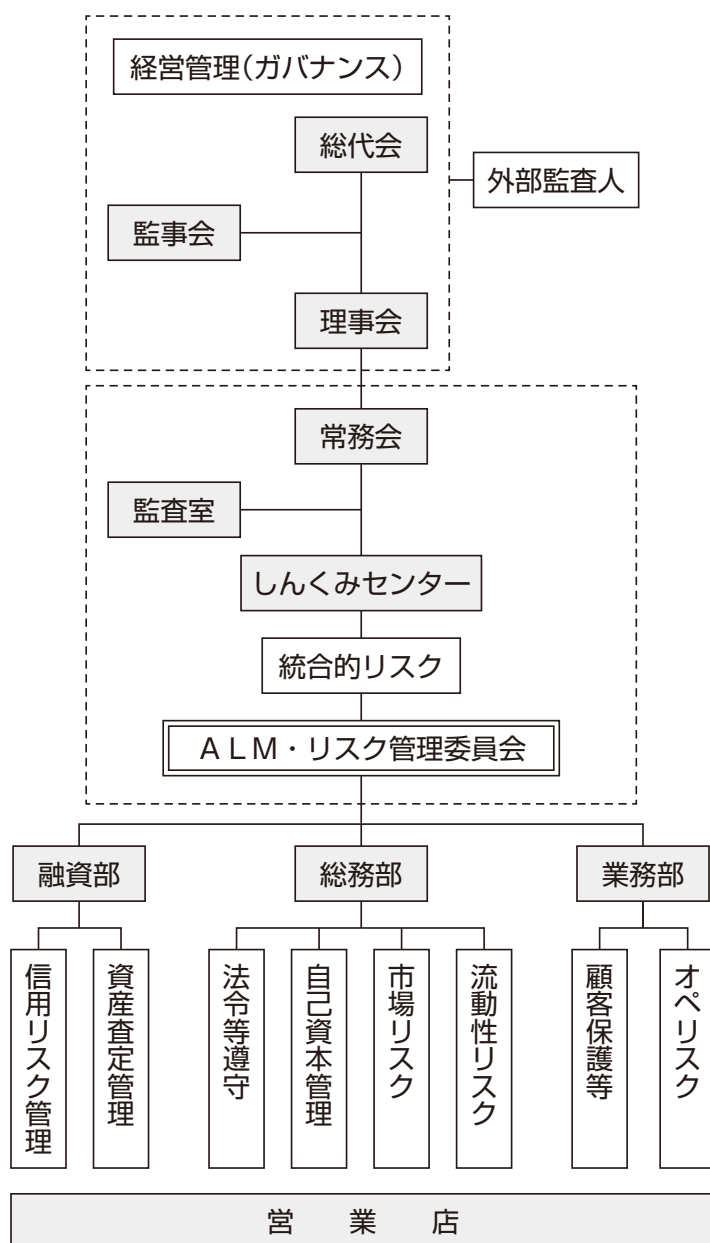
（全国信用組合会館内）



年金友の会設立30周年記念式典（平成29年6月1日）

# 事業の組織

(平成30年4月1日現在)



店名	住所・電話番号
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1221-4 025-782-1201
本 店	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198 025-782-1151
石 打 支 店	〒949-6371 新潟県南魚沼市関1124-1 025-783-2962
五 日 町 支 店	〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町387-1 025-776-2691
津 南 支 店	〒949-8201 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊543-3 025-765-3125
小 出 郷 支 店	〒946-0076 新潟県魚沼市井口新田547-15 025-792-7766

- 「家庭円満51」委員会
- 「ベストパートナー」委員会
- 「経営塾」委員会
- 「次代の会」委員会
- 「年金」委員会
- 業務推進委員会 (選抜営業チーム)
- 中小支援委員会 (中堅営業チーム)
- サポート委員会 (特殊営業チーム)
- アシスト委員会 (一般営業チーム)
- 事務改善委員会 (検印担当チーム)
- 審査管理委員会 (融資担当チーム)
- 経費管理委員会 (経費担当チーム)
- ハラス委員会 (労働者代表チーム)
- 中計・ES委員会
- CS委員会・女性活躍チーム



糸魚川信用組合上越支店いとしん会様旅行誘致 (平成29年7月7日)



江東信用組合様江信会様旅行誘致 (平成29年11月10日)

# 平成30年度 経営の基本方針・事業計画

## I. はじめに

塩沢信用組合 理事長 小野澤一成

地方創生は、国の重要な政策課題であり、地域産業の競争力の強化や地域資源の活用、地域の魅力を発信して、地域の生産性を向上させ、雇用の増加と雇用環境の整備により、若者の定住を促進、地域の担い手を作り出し、魚沼地域の活性化を図ることであり、この魚沼地域と共に生きる塩沢信用組合は、単に自らの生き残りを優先せずに、たとえ身銭を切っても「地元」の発展に役立つことは、自分たちの手でやろう！」と先陣切って取組み、実績を積み上げてまいりました。

1. 「住まいの何でもフェスティバル」(協力50社と200社連合化事業)
2. 「就職応援フェア」(1社1人100社100人の雇用増加推進事業)
3. 「景気喚起型融資」(ゼロ金利、手数料なしの景気喚起策) など

当組合は、小規模の利点を生かし、途上でも方針を見直すネットワークと個人戦ではなく、他人を思いやる団体戦で仕事に取り組んでいます。

地元の発展のために「自己都合」「金融機関都合」の営業ノルマを廃し、「地元都合」「顧客都合」の経営を徹底しています。

選択と集中の差別化戦略で、私たちにしかできない取組、独自性の発揮によって存在価値を高めて、新たな関係協力先が増え、行動の幅も広がりました。単独で展開してきた事業であるが、それは、地域発展のために点が線につながりました。今後は、更に地元自治体、商工会などとの連携を強化した「面的支援策」を展開していく方針です。

地方版総合戦略、「まち、ひと、しごと」創生事業は、仕事人が呼び町を作ると考えており、まず、やらなければならないことは、地元企業の付加価値を創出し、生産性を継続的に向上させることです。

当組合は、引続き、地元が元気になるためのお手伝いをしてまいります。

平成30年度は、次の3点に重点を置いて取り組んでまいります。

1. 「人財育成の成長戦略」
2. 「地域貢献の面的支援戦略」
3. 「発信力強化の価値創造戦略」

## II. 平成30年度「経営の基本方針」

### ■ II. 平成30年度「経営の基本方針」その1

#### 1. 「人財育成の成長戦略」

組織は人であり、その人に時間と費用をかけて育てる。育てた人が地域を支え発展させる。ゆえに「人財の育成は、地域の成長戦略」である。

人手不足と人材不足、地元が求めているのは、有能な人財であり、当組合は採用した職員を地元企業の後継者や幹部候補として研修を積ませて、有望な人財として地域に輩出していく、どこに行っても通用する人財、地元の企業がほしがれる地域の役に立つ仕事ができる職員を育てることを基本的な方針とする。

「人財育成の成長戦略」には“真”の理解が欠かせないことであり、それは、単に、耳で聞いて分かったつもりのものでなく、必ず、辻褄が合い、理論的な整合性があり、自らが“腑に落ちた”状態のことである。理解したかどうかは、自分の言葉で人に説明ができて、伝えた人からの評価でそれを判定する。

職員は、自発的な自己研鑽を怠らず、“高み”を目指す人を組織は支援する。

### ■ II. 平成30年度「経営の基本方針」その2

#### 2. 「地域貢献の面的支援戦略」

当組合は、自分たちの生き残りを優先するのではなく、地域の発展を優先して地元が元気になるための仕事に、組織を上げて団体戦で取り組んできた。

今までのスタンスは、「待っていても埒が明かない！自分たちでできることはまず、形にしよう！」ということで、自らが実行し、地域に波紋を広げてきた。

その結果の実績は、点から線、線から面へと波及し、今期は、さらに地元商工会や商工会議所などとの連携により「面的支援策」を展開していく方針とする。

「南魚沼市」「魚沼市」「十日町市」「湯沢町」「津南町」とそれぞれ包括連携協定を締結し、各自治体との連携協力も強化していく方針とする。

当組合は、魚沼エリアに唯一、本店がある金融機関であり、地元資金が地元で活用できる存在であることを関係諸団体に強く理解を求めるとする。

### ■ II. 平成30年度「経営の基本方針」その3

#### 3. 「発信力強化の価値創造戦略」

「自己責任貸出」「事後管理システム」「6階層貸出」「延長デー」「企業診断」「家計ドック」「救済支援再生プログラム」等の他では類を見ない特長ある取組とお客様のニーズに合わせた「オーダーメイド型」の対応や、とことん面倒を見る「永続伴走型」の支援や、事業が必ず発展するとされる「わらしべ長者型」のアドバイスができることである。

その多くの特長を必要としている人に適正に伝えることが、今期の重要な課題であり、FSやTFとして実践し、成果を上げることが基本的な方針とする。

当組合は、地元小規模事業者の「休廃業」に危機感を持ち、自らの課題として認識し、地元の仕事を生み出すこと、事業者の生産性を高めること、新たな資金需要の創出に全力を上げ、不良債権化防止と組合利益の創出を図る方針とする。

地元で一番頼りがいのある金融機関であることを発信強化する方針とする。

## III. 平成30年度「事業計画」(基本的事項)

### ■ 「当組合の経営目標」

私たちは、地域と共に生き、地域のための仕事をする  
心を震わせる感動を呼ぶ仕事をする

#### ■ 1. 「人財育成の成長戦略」(人財育成プロジェクト)

- (1) 職員の「理論武装」と「人間力強化」「採用から定着までの取組」
  - ・研修は「前段取り」と「後工程」を短期と長期で組入れ、発展的体系の充実
  - ・職員は求められるコンピテンシーの理解としおしん職員10か条を遵守徹底
  - ・上司の部下指導OJTとアンガーマネジメント実施、個別性格判断等の活用
- (2) 「地域から求められる人財の育成」「仕事の価値の理解」
  - ・民間外部派遣、地元の企業での体験型研修、異業種研修等の活用
  - ・「札勘」「実践ロープレ」「営業スキル」のレベル向上と思考力や対話力の強化
- (3) 「個人の評価と組織の評価」「組織評価優位の理解」
  - ・当組合の後継者育成プログラム「研鑽の会」(小野澤塾)の継続と充実
  - ・銀行業務検定の計画的受験と合格、自己研鑽支援制度、自発的成長の支援

#### ■ 2. 「地域貢献の面的支援戦略」(地域支援プロジェクト)

- (1) 当組合の「地方創生」「地域貢献」への「面的支援戦略」
  - ・JCと地元商工会の青年部へ職員の派遣、一体感を持った活動の展開と充実
  - ・商工会及び商工会議所の「経営発達支援事業」への関与と成果への貢献
  - ・地域の経済動向、景況感調査、ふるさとカタログの合同



## 事業化

- (2) 「地元諸団体との地域連携プロジェクト」「産学官金の連携」
    - ・「魚沼の金融サミット」の開催、小規模事業者の休廃業対策、M&Aの実現
    - ・11/6「しんくみ食のビジネスマッチング」の活用、地元商工会の参加誘致
    - ・大学、専門学校との協働事業、販路開拓、事業拡大、新しい市場の開拓
  - (3) 「地元の金は地元で活用」「横のつながり強化」
    - ・「南魚沼市」「魚沼市」「十日町市」「湯沢町」「津南町」との関係性の強化
    - ・若者の定住や婚活の支援、魚沼市の統一ポイントカード事業などの協力支援
- 3. 「発信力強化の価値創造戦略」(発信力強化プロジェクト)
- (1) 「当組合の特長ある取組の精査と把握」「発信力の精査と強化」
    - ・過去3年分の当組合の特長ある取組の完全精査と2018年度版への移行
    - ・HP、デザイン、塩信だより、チラシ、あらゆる媒体の精査と効果的活用
    - ・2018年度バージョン説明用DVD、スライド、プロモーション用の新規制作
  - (2) 「既存貸出FS」(300支援事業)「新規貸出TF」(500推進事業)
    - ・10プロジェクトの全事例の共有と教訓化、深入りして得たノウハウの提供
    - ・「事業性評価の手引」の理解と活用、事業先の経営状況の把握と分析
    - ・大義は、事業の存続と発展、共通価値の創造、当組合の特長を正確に伝播
  - (3) 「徹底した議論」(気付きの文化)「やる気を引き出す」(その日のうちに聞く)
    - ・職員のルッキングとヒアリング力を強化、「FS成果」個別報告への突込補強
    - ・職員のスキル向上「顧客名、顧客番号、顧客情報」など量と質の見える化

- ・4月～8月「既存貸出FS」(300支援事業)「新規貸出TF」(500推進事業)
  - ・「FS」の進化系《第4ステージ》2014開始、2015、2016そして「2018」へ
  - ・各月2回、全10回、既存先300先、新規先500先、延べ動員100人
  - ・「オーダーメイド型」「永続伴走型」「わらしべ長者型」の実践的提供
- ・6月8日「総代選挙」120名改選(任期三年)
  - ・組合員構成比に近付けた改選、6/23「退任総代退任式」感謝状贈呈
- ・6月23日「65周年記念事業」「元プロ野球選手・山田久志・特別講演会」
  - ・秋田県能代市出身、元阪急ブレーブス、アンダースロー投手、通算284勝
  - ・「しんくみの集い」ベストパートナー事業の「トップセミナー」として開催
- ・8月11日「就職応援フェア」(南魚沼市民会館)
  - ・予定事業先40社、来場予定者160人、新卒者及び既卒者、UIJターン募集
  - ・人手不足が深刻、海外研修生、人手不足改善策、サービス業で顕著
- ・9月「魚沼地域金融懇談会」(新潟財務事務所主催)
  - ・南魚沼市、魚沼市、十日町市、津南町、湯沢町内の全金融機関支店が対象
  - ・小規模事業者の休廃業対策、後継者難やM&Aの情報交換、ノウハウ共有
- ・11月6日「しんくみ食のビジネスマッチング展」(池袋サンシャイン)
  - ・「商談会」と「物産展」とそれぞれの目的によって成果と実績が期待できる
  - ・地元商工会はじめ参加者を勧誘、「次代の会」第9回の開催を兼ねる
  - ・「昨年実績」：来場者数4,859人(バイヤー数612人)  
：出店者数221社(信組58) 商談会126社、物産展95社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この組合は、組合員の経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るため区内の中小規模の事業者、勤労者その他の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行うことを目的とする。

### (名 称)

第2条 この組合は、塩沢信用組合と称する。

### (事 業)

第3条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員に対する資金の貸付け
- (2) 組合員のためにする手形の割引
- (3) 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- (4) 前3号の事業に附帯する事業
- (5) 為替取引
- (6) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
- (7) 法令の定めるところによる国、地方公共団体、金融機関その他組合員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (8) 上記(5)～(7)号の事業に附帯する事業及びその他信用組合が行うことができる事業に附帯する事業
- (9) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について証券取引法により信用組合が行うことのできる事業(上

記(8)により行う事業を除く。)

(10) 保険業法その他の法律により信用組合が行うことのできる事業

(11) その他前各号の事業に附帯又は関連する事業

### (地 区)

第4条 この組合の地区は、新潟県のうち、十日町市(但し、旧十日町市、旧中里村、旧川西町に限る)南魚沼市魚沼市中魚沼郡長岡市(但し、川口町に限る)とする。

### (事務所の所在地)

第5条 この組合は主たる事務所を新潟県南魚沼市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

石打支店	南魚沼市
五日町支店	南魚沼市
津南支店	中魚沼郡津南町
小出郷支店	魚沼市

### (組合員たる資格)

第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。ただし、第1号及び第2号に掲げる者については、その常時使用する従業員の数が300人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人、小売

業を主たる事業とする事業者については、50人)を超え、かつ、法人についてはその資本金の額又は出資の総額が3億円(卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5,000万円)を超える事業者を除く。

- (1) この組合の地区内に住所又は居所を有する者
- (2) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
- (3) この組合の地区内において勤労に従事する者
- (4) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員

2 前項ただし書に規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は、この組合の組合員となることができる。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表1各項の1つに該当する者は、この組合の組合員となることができない。

(公告方法)

第7条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法及び電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない場合は、新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法により行う。

尚、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項に基づく公告を行う場合、この組合の公告は電子公告によるものとする。

## 第2章 組合員

(普通出資)

第8条 普通出資1口の金額は金1,000円とし、全額払込みとする。

(議決権の代理行使)

第9条 組合員は、第26条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は5人以上の組合員を代理することができない。

(加入)

第10条 組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書をこの組合に差し出し、その承諾を得なければならない。

- (1) 引き受けようとする普通出資口数
- (2) この組合の地区内に住所又は居所を有する者は、
  - イ 氏名又は名称
  - ロ 住所又は居所
  - ハ 個人の場合には生年月日
- ニ 事業者の場合は、第3号に掲げる事項
- (3) この組合の地区内において事業を行う小規模の事業者は、
  - イ 氏名、名称又は商号
  - ロ 事業所の所在地
  - ハ 事業の種類
  - ニ 常時使用する従業員の数
  - ホ 法人にあっては、その資本金の額又は出資の総額
- (4) この組合の地区内において勤労に従事する者は、
  - イ 氏名
  - ロ 住所又は居所
  - ハ 生年月日
  - ニ 勤務所の名称及び所在地
- (5) この組合の地区内において事業を行う事業者の役員及びこの組合の役員は、
  - イ 氏名
  - ロ 住所又は居所
  - ハ 生年月日
  - ニ 勤務する事業所の名称又は商号及び所在地
- (6) 暴力団員等(別表1第1項に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないこと、及び別表1第2項各号の1つに該当しないことの表明、並びに将来にわたっても該当し

ないことの確約

(7) 自ら又は第三者を利用して別表2第3項各号の1つに該当する行為を行わないことの確約

2 組合員となろうとする者が法人である場合には、前項の加入申込書に登記事項証明書その他法人格を証する書面を添付しなければならない。

3 加入の申込みをした者は、その加入につきこの組合の承諾を得、引受普通出資口数に応ずる金額の払込みを了したときに組合員となる。

4 この組合は、組合に加入しようとする者から加入金を徴収しない。

(持分の譲受けによる加入)

第11条 組合員でない者が、組合員から持分を譲り受けることにより組合員になろうとするときは、前条第1項及び第2項に準じ、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により加入の申込みをした者は、この組合の承諾を得、かつ、持分を譲り受けた旨の届出をこの組合にしたときに組合員となる。

(相続加入)

第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、この組合に対し、その組合員死亡の日から3か月以内に第10条第1項に定める手続に準じて加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合においては、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、その権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、前項の加入申出をする者は、加入申出書に他の相続人の同意書を添付しなければならない。

(記載事項変更の届出)

第13条 第10条第1項及び第2項に掲げる事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、この組合に届け出なければならない。第11条及び前条により加入した組合員の場合も同様とする。

(自由脱退)

第14条 組合員は、あらかじめこの組合に通知した上で、事業年度の終わりに際してこの組合を脱退することができる。

2 前項の通知は、当該事業年度末から6か月前までに、その旨を記載した書面をもってしなければならない。

(法定脱退)

第15条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 中小企業等協同組合法第107条から第109条までの規定による公正取引委員会の審決
- (5) 持分の全部の喪失

(除名)

第16条 組合員が別表2各項の1つに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

2 別表2第5項の事由により組合員の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等(第10条第1項第2号から第5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。

(脱退者の持分の払戻し)

第17条 組合員は、第14条又は第15条第1号から第4号までの規定により脱退したときは、その持分の払戻しを請求することができる。

2 前項の規定による払戻しの額は、脱退した事業年度の終わりにおける組合財産によって定める。ただし、組合員の

普通出資額を超えることはできない。

(普通出資口数の減少)

第18条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、この組合の承諾を得てその普通出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第14条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第14条第2項中「6か月」とあるのは「3か月」と読み替えるものとする。

(経費の賦課)

第19条 この組合は、組合員に経費を賦課しない。

(使用料及び手数料)

第20条 この組合は、業務方法書及び別に定めるものについて使用料又は手数料を徴することができる。

### 第3章 役員

(役員の数及び選挙)

第21条 この組合の役員は、理事6人以上10人以内及び監事2人以上3人以内とする。

2 役員は、総会において選挙する。

3 役員は、無記名投票によって行う。

4 前項の規定にかかわらず、役員は、総会の出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

6 一の選挙をもって2名以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(代表理事)

第22条 この組合に理事長1人を置き、専務理事1人、常務理事1人を置くことができる。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により、理事のうちから選定し、各自この組合を代表する。

3 理事長は、この組合の業務を統轄し、専務理事は、理事長を補佐して業務を執行し、常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、専務理事又は常務理事が理事長の職務を行う。

(理事会)

第23条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。

2 理事長に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により専務理事又は常務理事が理事会を招集し、理事長、専務理事及び常務理事ともに事故があるときは、他の理事が理事会を招集することができる。

3 理事(理事長及び前項により理事会を招集することができることとなる理事を除く。)及び監事は、会議の目的となる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった場合において、5日以内にその請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、その請求を行った理事又は監事は、理事会を招集することができる。

5 理事会の招集は、会日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

6 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

7 理事は第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項については、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

8 この組合は、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該

事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

9 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、理事会の議決(理事(当該責任を負う役員を除く)の過半数の同意)によって、同法第38条の2第1項の役員(役員であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

10 当組合は、中小企業等協同組合法第38条の2第9項の規定により、員外理事又は員外監事との間に、同法第38条の2第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

11 理事会の招集及び運営に関するその他の事項については、理事会で定める規定による。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、就任後2年以内、監事の任期は、就任後3年以内のそれぞれの最終の決算期に関する通常総代会の終結の時までとする。

2 補欠役員(定数の増加に伴う場合の補欠を含む。)の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選任された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第21条第1項に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

### 第4章 総会及び総代会

(総会の招集)

第25条 この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

2 臨時総会は、必要があるときは、何時でも招集することができる。

(総会招集の手続)

第26条 理事(法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員)が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発してしなければならない。

(総会の議事)

第27条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りではない。

2 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理の場合には、総会の議決を要しない。

なお、本項による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。

(総代会)

第28条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

2 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。

3 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

4 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることはできない。

(総代)

- 第29条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。
- 2 総代の定数は、100人以上、120人以内において総代選挙規約で定める。
  - 3 総代の任期は、3年とする。
  - 4 第24条第2項の規定は総代について準用する。

## 第5章 優先出資

(優先出資の発行)

- 第30条 この組合は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下、「優先出資法」という。)の定めるところにより、優先出資を発行することができる。
- 2 この組合は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資(当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。)について、優先出資法第6条第1項各号に掲げる事項を理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(優先出資の額面金額)

- 第31条 優先出資の額面金額は、第8条の普通出資1口の金額と同一とする。

(優先出資の総口数の最高限度)

- 第32条 この組合の発行する優先出資の総口数の最高限度は、200,000口とする。ただし、優先出資につき消却があったときは、これに相当する口数を減ずる。

(優先的配当)

- 第33条 この組合は、優先出資者に対しては、組合員に先立って剰余金の配当を行うものとする。
- 2 前項の配当(以下「優先的配当」という。)の額の額面金額に対する率(以下「優先配当率」という。)は、優先出資の募集にあたって、理事会が決議し、内閣総理大臣の認可を受けた率とする。
  - 3 優先配当率の上限は、年80割とする。

(優先的配当の額の非累積)

- 第34条 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されないものとする。

(優先出資の消却)

- 第35条 この組合は、優先出資法第15条第1項の規定により、優先出資の消却を行うことができる。
- 2 この組合は、優先出資の消却を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(配当を受けることができる者)

- 第36条 第33条第1項の規定により配当を受けることができる者は、毎事業年度末の優先出資者名簿に記載された優先出資者又は登録優先出資質権者とする。

(優先出資者総会の招集)

- 第37条 優先出資法に定める優先出資者総会(以下「優先出資者総会」という。)は、優先出資法に定める優先出資者総会の招集事由がある場合のほか、必要に応じて招集することができる。

(優先出資者総会招集の手続)

- 第38条 理事が、優先出資者総会を招集しようとするときは、会日の2週間前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって各優先出資者に通知を発しなければならない。

(優先出資者総会の議事)

- 第39条 優先出資者総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事がこれに代わる。
- 2 優先出資者総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

(優先出資者総会における議決権)

- 第40条 優先出資者は、優先出資者総会において、優先出資1口について1個の議決権を有する。

- 2 優先出資者は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、他の優先出資者でなければ代理人となることができない。
- 3 優先出資者又は代理人は、優先出資者総会ごとに代理権を証する書面又はこの組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの組合に提供しなければならない。

(優先出資取扱規程)

- 第41条 優先出資に関する取扱い及びその手数料等については、理事会の定める優先出資取扱規程による。

## 第6章 経理

(事業年度)

- 第42条 この組合の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

- 第43条 剰余金は、法定準備金、特別積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。ただし、総会において議決したときは、その他の積立金をも積み立てることができる。

(法定準備金)

- 第44条 この組合は、出資の総額(優先出資法第42条第1項に規定する資本金の額をいう。)に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1又は剰余金の配当額の5分の1のいずれか多い額に相当する金額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。

(配当)

- 第45条 普通出資額に応じてする剰余金の配当の率は、普通出資額に対して年10%以下とする。
- 2 前項の配当は、当該事業年度末現在の組合員に対して行うものとする。
  - 3 組合員の組合の事業の利用分量に応じてする配当は、当該事業年度内において、この組合が組合員に支払った預金利息、定期積金の給付補填備金又は組合員がこの組合に支払った貸付金利息若しくは割引料を標準とする。
  - 4 配当金の計算上生じた円位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失の処理)

- 第46条 損失のてん補は、特別積立金、第43条ただし書の規定によって積み立てた積立金、法定準備金、優先出資法第42条第3項に規定する資本準備金の順序に従って行う。

(残余財産の分配方法)

- 第47条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配は、次の各号に掲げる順序に従って行う。
- (1) 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
  - (2) 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。)
  - (3) 前各号の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。
- 2 残余財産の額が前項第1号及び第2号の規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

## 別表1

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- 2 次の各号の1つに該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を

有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

以上

## 別表2

- 1 貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6か月以内にその義務を履行しないとき。
- 2 法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 3 自ら又は第三者を利用して次の各号の1つに該当する行為をしたとき。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- 5 5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき。

以上

## 附 則

- 改正 昭和54年 7月13日  
改正 昭和57年 6月 4日  
改正 昭和58年 9月20日  
改正 昭和59年 5月26日

- 改正 昭和61年 5月26日  
改正 昭和63年 5月26日  
改正 平成 5年 5月27日  
改正 平成 8年 5月21日  
改正 平成 9年 5月22日  
改正 平成10年 7月 1日  
改正 平成11年 7月13日  
改正 平成12年 8月 8日  
改正 平成13年 8月10日  
改正 平成17年 6月23日  
改正 平成18年 6月24日  
改正 平成19年 6月26日  
改正 平成19年 9月30日

- 1 平成11年6月25日、第22条及び第23条の改正は、平成10年7月1日から適用する。
- 2 平成11年6月22日、第3条第2項第11号の改正は、平成11年7月13日から適用する。
- 3 平成12年6月28日、第3条第2項第11号の改正については、平成12年8月8日より適用する。
- 4 平成13年6月27日、第1条及び第3条・第5号～第11号、第6条、第10条第2項、第16条第2号、第22条、第25条、第30条～第35条の改正は、平成13年8月10日より適用する。
- 5 平成17年6月23日の改正は、平成17年10月1日から適用する。
- 6 平成18年6月24日の改正は、平成18年8月3日から適用する。
- 7 平成19年6月26日の改正は、平成19年8月9日から適用する。
- 8 平成19年9月30日付「金融商品取引法」施行による改正は、同日から適用する。
- 9 平成22年6月25日の改正は、平成22年6月25日から適用する。
- 10 平成24年6月23日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。
- 11 平成24年6月23日改正は、平成24年7月25日付の監督官庁変更認可（関財新理2第108号）以て改正、適用する。
- 12 平成27年6月27日改正は、監督官庁からの認可承認をもって変更する停止条件付きとする。
- 13 平成27年6月27日改正は、平成27年8月3日付の監督官庁変更認可（関財新理第98号）以て改正、適用する。
- 14 平成30年6月23日改正は、監督官庁変更認可（関財新理第98号）以て改正、適用する。



通常総代会（平成30年6月23日）

# 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

## 経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局・全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

## 経営者保証ガイドラインの取り組み

具体的な取り組みとしては、借入の申込み時や保証契約の更改、事業承継などの機会に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について充足状況を検証し、保証参加の要否を検討しています。

- ・ 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ・ 法人と経営者との間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲であること
- ・ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること
- ・ 法人から適時・適切に財務情報が提供されていること

また、既存の保証契約の見直しのお申し出があった場合や、保証債務を整理する場合においても同様に対応しています。

	平成28年4月 ～9月末	平成28年10月 ～29年3月末	平成29年4月 ～9月末	平成29年10月 ～30年3月末
A 新規に無保証で融資した件数（ABLを活用し、無保証で融資したものは除く）	0件	0件	0件	2件
B 経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0件	0件	0件	0件
うち、既存の保証契約を停止条件付保証契約に変更した件数	0件	0件	0件	0件
C 経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0件	0件	0件	0件
うち、既存の保証契約を解除条件付保証契約に変更した件数	0件	0件	0件	0件
D 経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0件	0件	0件	0件
うち、既存の保証契約をABLに変更した件数	0件	0件	0件	0件
保証契約を変更した件数	0件	0件	0件	0件
保証契約を解除した件数	0件	1件	3件	0件
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	0件	0件	0件	0件
うち、代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	0件	1件	2件	0件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件	0件	1件
うち、メイン行としての成立件数	0件	0件	0件	0件
(参考) 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	0件	0件	0件	0件
(参考) 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	0件	1件	1件	0件
E 新規融資件数	1,333件	1,317件	1,189件	1,210件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

※1 「保証契約を変更・解除した件数」のうち、「変更」とは「保証債務金額の減額をした場合」をいいます。「解除」とは「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいいます。

※2 メイン行の判定については、当組合の基準に拠り判断しています。

※3 「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は、「(A+B+C+D) / E」の計算式により算出しております。